

令和 7 年度

定期（財務）監査及び行政監査報告書

玖珠町監査委員

(写)

監第 31001 号

令和 8 年 3 月 10 日

玖珠町長 宿 利 政 和 様

玖珠町監査委員 河 野 好 美

玖珠町監査委員 秦 時 雄

令和 7 年度

定期（財務）監査及び行政監査報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期（財務）監査並びに同条第 2 項の規定に基づく行政監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

(写)

監第 31001 号

令和 8 年 3 月 10 日

玖珠町議会

議長 小幡 幸範 様

玖珠町監査委員 河野 好美

玖珠町監査委員 秦 時雄

令和 7 年度

定期（財務）監査及び行政監査報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期（財務）監査並びに同条第 2 項の規定に基づく行政監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により通知願います。

令和7年度 定期（財務）監査及び行政監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び同条第4項に基づく定期（財務）監査を実施した。
また、同条第2項に基づく行政監査も併せて実施した。

第2 監査の対象

令和7年4月1日から令和8年2月27日までににおける財務に関する事務及び他所管する事業の進捗状況

第3 審査の期間

令和7年9月26日～令和8年2月27日

第4 監査の方法

監査に当たっては、玖珠町監査基準に従い、各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、全般的に法令等に適合し、適正に執行されていると認められたが、一部において留意を要する事項が見受けられたので、早期に改善措置や検討を講じられたい。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

1 歳入予算の執行状況について

(1) 自主財源の歳入状況について

歳入については、自主財源である、1款 町税、13款 分担金及び負担金、14款 使用料及び手数料、17款 財産収入、18款 寄付金、19款 繰入金、20款 繰越金、21款 諸収入等の収納状況を中心に、歳入予算額に対しての見込み、調定の状況等について調査を実施した。

それぞれの12月末日現在の状況については、次のとおりである。

- ・ **1 款 町税**は、予算現額 16 億 5,594 万 8 千円に対し、調定額 16 億 9,016 万 4,064 円、収入額 12 億 3,910 万 1,788 円、調定に対する収入率は 73.31%となっている。
前年同期の収入額と比較し、3,476 万 2,928 円 (2.89%) の増加、個人住民税 (11.04%) の上昇が、その要因である。
- ・ **13 款 分担金及び負担金**は、予算現額 6,900 万 5 千円に対し、調定額 3,240 万 497 円、収入額 1,668 万 5,880 円、調定に対する収入率は 51.49%となっている。
前年同期の収入額と比較し、188 万 7,877 円 (10.16%) の減少である。老人福祉費負担金の収入状況の差が、その要因である。
分担金及び負担金の主な内容は、各種事業実施に伴う分担金や、地元負担金、養護老人ホーム扶養義務者負担金等である。
収入未済額の主な要因は、過年度広域農業開発事業償還金等である。
- ・ **14 款 使用料及び手数料**は、予算現額 1 億 729 万 2 千円、調定額 9,880 万 7,030 円、収入額 7,621 万 5,063 円、調定に対する収入率は 77.13%となっている。
前年同期の収入額と比較し、781 万 4,131 円 (11.42%) の増加、三日月の滝公園使用料の収入状況の差が、その要因である。
使用料及び手数料の主な内容は、行政財産の使用料、公共物使用占用料、町営住宅使用料等である。
収入未済額の主な要因は、過年度住宅費使用料等である。
- ・ **17 款 財産収入**は、予算現額 4,491 万 6 千円、調定額 2,028 万 4,685 円、収入額 1,569 万 9,514 円、調定に対する収入率は 77.39%となっている。
前年同期の収入額と比較し、615 万 4,767 円 (64.48%) の増加、立木売却代金を主とする不動産売払収入が、その要因である。
財産収入の主な内容は、町が保有する土地建物等の貸付収入、基金等に係る利子及び配当金、不動産売払収入、グッズ・書籍等の物品売払収入等である。
基金等に係る利子及び配当金については、例年年度末の収入となるため、過基準日時点では収入未済となっている。
- ・ **18 款 寄附金**は、予算現額 7 億 401 万 7 千円、調定額 4 億 3,950 万 1,590 円、

収入額 4 億 6,191 万 4,590 円、調定に対する収入率は 105.09%となっている。

前年同期の収入額と比較し、2 億 7,601 万 8,570 円 (148.48%) の増加、ふるさと応援寄付金 2 億 7,011 万 7,700 (148.70%) の増加が、その要因である。

寄附金の主な内容は、一般寄附金、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税であるまち・ひと・仕事創生寄附金等である。

一般寄附金以外の指定寄附金については、学びの多様化学校にかかる教育寄附金が収入されている。

- ・ **19 款 繰入金**は、予算現額 11 億 5,315 万 1 千円、調定額 8 万 9,984 円、収入額 8 万 9,984 円、調定に対する収入率は 100.00%となっている。

繰入金の主な内容は、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金等であるが、事業の進捗状況により、特定財源として基金を繰り入れていることから、調査時点での収入額は少額となっている。

- ・ **20 款 繰越金**は、予算現額 1 億 6,767 万 3 千円、調定額 2 億 1 千万 2,236 円、収入額 2 億 1 千万 2,236 円、調定に対する収入率は 100.00%となっている。

収入額は、令和 6 年度一般会計決算における繰越金となっている。

- ・ **21 款 諸収入**は、予算現額 2 億 8,201 万 8 千円、調定額 1 億 5,610 万 1,334 円、収入額 9,570 万 1,652 円、収入率 61.30%となっている。

諸収入の主な内容は、新型コロナワクチン助成金、デジタル基盤改革支援補助金、後期高齢者医療保険前年度療養給付費等負担金返還金、学校給食費納付金等である。

諸収入については、国、他の地方公共団体等からの委託や受託に伴い収入される、受託事業収入が大半を占めているため、過基準日時点で収入未済となっている。

(2) 歳入全体の状況について

令和 7 年 1 2 月末現在の一般会計全体の歳入状況は、ふるさと応援寄付金を主とした寄附金及び臨時経済対策を主目的とした、国の補正予算により追加交付された、地方交付税の増等により、前年同期に比し、4 億 2,971 万 8,731 円の増加となっている。

また、自主財源比率は、30.2%で、前年度に比較して 3.5 ポイント上昇した。

令和7年度 玖珠町一般会計 歳入の状況は、次のとおりである。

一般会計・財源別歳入の状況(令和7年12月末現在)

(単位: 円・%)

区 分	令和7年度		令和6年度		比較増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
自 主 財 源	2,115,410,707	30.2	1,754,823,305	26.7	360,587,402	20.5
1 町 税	1,239,101,788	17.7	1,204,338,860	18.3	34,762,928	2.9
13 分 担 金 及 び 負 担 金	16,685,880	0.2	18,573,757	0.3	△ 1,887,877	△ 10.2
14 使 用 料	54,288,693	0.8	47,284,592	0.7	7,004,101	14.8
14 手 数 料	21,926,370	0.3	21,116,340	0.3	810,030	3.8
17 財 産 収 入	15,699,514	0.2	9,544,747	0.1	6,154,767	64.5
18 寄 附 金	461,914,590	6.6	185,896,020	2.8	276,018,570	148.5
19 繰 入 金	89,984	0.0	17,594,341	0.3	△ 17,504,357	△ 99.5
20 繰 越 金	210,002,236	3.0	158,434,693	2.4	51,567,543	32.5
21 諸 収 入	95,701,652	1.4	92,039,955	1.4	3,661,697	4.0
依 存 財 源	4,881,669,937	69.8	4,812,538,608	68.4	69,131,329	1.4
2 地 方 譲 与 税	83,304,000	1.2	82,714,000	1.3	590,000	0.7
3 利 子 割 交 付 金	641,000	0.0	190,000	0.0	451,000	237.4
4 配 当 割 交 付 金	1,196,000	0.0	1,213,000	0.0	△ 17,000	△ 1.4
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	0	0.0	0	0.0	0	-
6 法 人 事 業 税 交 付 金	13,788,000	0.2	14,033,000	0.3	△ 245,000	△ 1.7
7 地 方 消 費 税 交 付 金	297,515,000	4.3	273,255,000	4.2	24,260,000	8.9
8 環 境 性 能 割 交 付 金	2,586,000	0.0	2,588,000	0.0	△ 2,000	△ 0.1
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	68,936,000	1.0	65,570,000	1.0	3,366,000	5.1
10 地 方 特 例 交 付 金	7,000,000	0.1	62,042,000	0.9	△ 55,042,000	△ 88.7
11 地 方 交 付 税	3,420,249,000	48.9	3,232,361,000	49.2	187,888,000	5.8
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	696,000	0.0	774,000	0.0	△ 78,000	△ 10.1
15 国 庫 支 出 金	592,110,704	8.5	669,942,001	10.2	△ 77,831,297	△ 11.6
16 県 支 出 金	393,648,233	5.6	407,856,607	6.2	△ 14,208,374	△ 3.5
22 町 債	0	0.0	0	0.0	0	-
合 計	6,997,080,644	100.0	6,567,361,913	95.1	429,718,731	6.5

2 主要事業の進捗状況について

本定期監査において実施した主要な事業の進捗状況調査は、例年、概ね予算額 100 万円以上の事業を対象としており、令和 6 年度は、14 課、146 事業が対象となった。このうち、新規事業は 16 事業（令和 5 年度＝24 事業）であった。

対象となった事業担当課に対しては、10 月 1 日時点での進捗状況報告を求め、提出された報告書及び関連資料を精査し、うち 54 件については、質疑及び 8 件の追加質疑等を行った。その結果、補助事業の決定待ちといった事情があるものを除き、順調に事業が進行または、完了していることが確認された。

12 月末日現在の、款別予算執行状況については、次のとおりである。

・**1 款 議会費**は、予算現額 1 億 1,411 万 5 千円、支出負担行為額 8,276 万 4,326 円、支出済額 8,147 万 6,359 円、予算現額に対する支出執行率は 71.39%である。

・**2 款 総務費**は、予算現額 26 億 2,797 万 6 千円、支出負担行為額 17 億 7,615 万 4,697 円、支出済額 12 億 8,257 万 5,489 円、予算現額に対する支出執行率は 48.80%である。

総務費における主要な事業は、町制施行 70 周年事業、庁舎長寿命化事業（熱源設備等更新）、自治体情報システム標準化事業、DX 推進事業（電子申請システム構築）、玖珠町ふるさと納税返礼品取扱事業者支援事業等である。

*自治体情報システム標準化事業 全国すべての自治体が、令和 7 年度中に基幹系 20 業務システムを標準準拠システムに移行する事業であるが、現行システムに比し、運用経費等の増加が懸念される状況となっている。

・**3 款 民生費**は、予算現額 31 億 5,554 万 1 千円、支出負担行為額 19 億 4,432 万 5,199 円、支出済額 17 億 8,155 万 4,191 円、予算現額に対する支出執行率は 56.45%である。

民生費における主要な事業は重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）、民生委員担手確保対策交付金事業、障がい者福祉施設物価高騰支援事業、高齢者福祉施設物価高騰支援事業、子育て支援施設物価高騰支援事業、利用者支援事業（こども家庭センター型）等である。

*民生児童委員協議会運営助成金 民生委員のなり手不足から、一斉改選が難航する事態となっている。活動費の増額助成を含めて負担軽減の検討が必要な状況となっている。

・**4 款 衛生費**は、予算現額 7 億 8,952 万 3 千円、支出負担行為額 5 億 5,120 万 3,232 円、支出済額 5 億 343 万 9,106 円、予算現額に対する支出執行率は 63.76%である。

衛生費における主要な事業は、童話の里くす健康21計画策定事業（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）、妊婦のための支援給付交付金事業、地域猫不妊去勢手術補助事業、特防（小野原給水施設）事業等である。

- **5 款 労働費**は、予算現額 699 万 5 千円、支出負担行為額 321 万 3 千円、支出済額 288 万 3 千円、予算現額に対する支出執行率は 41.21%である。

労働費における主要な事業は、玖珠町 UIJ ターン就職促進事業等である。

- **6 款 農林業水産業費**は、予算現額 8 億 4,165 万 6 千円、支出負担行為額 4 億 8,319 万 4,558 円、支出済額 3 億 1,320 万 5,735 円、予算現額に対する支出執行率は 37.21%である。

農林業水産業費における主要な事業は、特用作物振興対策事業、先端的技術活用経営体育成対策補助金、新規就農支援事業（ファーマーズスクール事業補助金）、国内肥料資源利用拡大対策事業等である。

* 農村地域防災減災事業 受益地域の防災と安全度の向上を図るため、継続的なため池の廃止と、県営による防災ため池改修を予定しているが、ため池が山腹にあるケースが多く、仮設経費が多額となり、入札不調も懸念される状況である。

* 椎茸生産安定化事業 椎茸生産量の維持及び増加を図るため、原木椎茸生産に取り組む生産者組織などに椎茸種駒の購入に要する費用の一部助成を行う事業であるが、種駒及びほだ木の価格が年々上昇し、一方では、椎茸農家も高齢化し、種駒助成の駒数も年々減少している。新たな担い手を増やすだけでなく、現農家の植菌駒数を増やす取組も必要な状況となっている。

- **7 款 商工費**は、予算現額 2 億 6,581 万 9 千円、支出負担行為額 2 億 1,339 万 7,151 円、支出済額 1 億 5,869 万 509 円、予算現額に対する支出執行率は 59.69%である。

商工費における主要な事業は、デジタル地域通貨くす Pay 拡張事業、「くす天空の輝き」連動 PR 事業、観光振興事業委託、機関庫ミニトレイン購入補助事業等である。

- **8 款 土木費**は、予算現額 6 億 9,507 万 9 千円、支出負担行為額 4 億 5,793 万 133 円、支出済額 1 億 7,425 万 6,889 円、予算現額に対する支出執行率は 25.07%である。

土木費における主要な事業は、杉河内線道路拡幅事業、長匆線交差点改良事業、景観計画策定事業等である。

* 特防（柿西矢野線視距改良）事業 地権者不同意のため、引続き協議は継続するが、

本年度の事業は中止せざるを得ない状況である。

- **9 款 消防費**は、予算現額 3 億 5,116 万 8 千円、支出負担行為額 2 億 6,218 万 4,904 円、支出済額 2 億 4,823 万 2,237 円、予算現額に対する支出執行率は 70.68%である。

消防費における主要な事業は、非常備消防費等である。

- **10 款 教育費**は、予算現額 11 億 6,679 万 2 千円、支出負担行為額 8 億 7,757 万 8,687 円、支出済額 7 億 1,490 万 955 円、予算現額に対する支出執行率は 61.27%である。

教育費における主要な事業は、小学校施設 LED 化事業、令和の童話の里づくり事業、特防（学校給食センター備品購入）事業、学校給食調理業務民間委託事業、米飯施設建設事業等である。

*特防（学力向上推進事業基金）事業 配慮が必要な児童生徒支援のため、支援員等を配置し、学習のサポートや教室の移動補助等を行う等、学習環境を向上させ、学力の向上も目指しているが、支援を要する児童生徒の増加傾向が懸念され、一方で、教員の指導力向上も不可欠状況となっている。

*日本童話祭補助金 原材料費高騰が影響し、各会場で交付金が不足しているという意見が出されていることから、入場料（環境整備費）等、会場運営費用を補う施策の検討が必要な状況となっている。

- **11 款 災害復旧費**は、予算現額 5 億 47 万 9 千円、支出負担行為額 1 億 5,591 万 606 円、支出済額 4,988 万 216 円、予算現額に対する支出執行率は 9.96%である。

災害復旧費における主要な事業は、過年補助耕地災害復旧事業、過年度単独耕地災害復旧事業、過年発生道路橋梁補助災害復旧事業等である。

- **12 款 公債費**は、予算現額 8 億 3,675 万 8 千円、支出負担行為額 4 億 1,581 万 5,125 円、支出済額 4 億 1,581 万 5,125 円、予算現額に対する支出執行率は 49.69%である。

- **13 款 諸支出金**は、予算現額 649 万 4 千円に対し、基準日での予算執行はない。

- **14 款 予備費**は、予算現額 2,235 万 8 千円対し、基準日での予算執行はない。

3 その他

地域産業の振興、人口減少対策、安全安心の環境づくりを基本方針とし、総額 106 億 8,200

万円で編成された令和6年度の当初予算に対する歳入の状況、事業の進捗状況について監査を行ってきたが、歳入歳出全般の執行状況について質疑、実査、視察、閲覧、照合等により精査を行い、それぞれの事務事業が概ね適正に執行されていることを確認するとともに、改善を検討すべき事項等について意見を述べてきた。

歳入では、コロナ禍や物価高騰など経済情勢の先行きは依然として不透明であり、今後も大型継続事業の進展により、多額の財政支出、財政調整基金の取崩しなど厳しい財政運営が続くことが予測される。自主財源の確保に引き続き努め、限りある行政資源を効果的に活用されたい。

歳出では、高齢化に伴う社会保障費の増加や「地域通貨」「地域ブランド」などの大型継続事業の実施に加え、福祉・教育施策の充実、防災力の強化や社会インフラ整備など住民生活に直結する事業に係る経費は増加傾向にある。

目指すべき未来の玖珠町の姿を実現するためには、行財政改革実施プランに掲げる施策を着実に推進し、歳入の確保と、痛みを伴う歳出の削減を実現する必要がある。

持続可能な未来を見据えつつ、乳幼児から高齢者まで、あらゆる世代が安心して住み続けられる玖珠町の実現に向け、着実に取り組まれたい。

令和7年度

行政監査報告書

玖珠町監査委員

令和7年度 行政監査報告書

第1 監査の概要

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第2 監査の対象

公有財産における自動販売機の設置状況

第3 監査の期間

令和7年9月26日～令和8年2月27日

第4 監査の方法

監査に当たっては、玖珠町監査基準に従い、各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第5 監査の結果

1 公有財産における自動販売機の設置について

本町の自動販売機の設置については、行政財産の目的外使用許可によるものが大半であるが、多くの自治体では、公募(入札)による貸付けが主流となっている。

また、自動販売機は、その設置により、住民サービスの向上や当該施設の付加価値の増大に資するだけでなく、災害時の飲料水供給やユニバーサルデザインといった自動販売機の付加機能を、設置場所に応じて効果的に活用することも目的の一つと考えられている。

本町の公有財産に設置された自動販売機は、所管により、取り扱いが異なっている事例もあり、適切かつ効率的な財産管理の事務執行に資することを目的に監査を実施するものである。

なお、指定管理施設においても自動販売機が設置されているが、収益が指定管理者となっていることから、本監査では対象としていない。

2 財産の使用許可及び貸付けに係る法令関係等

(1) 地方自治法(以下「法」という。)に基づく設置

法第238条第4項の規定により、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産と規定している。それぞれの設置規定は次のとおりである。

① 行政財産の目的外使用の許可

法第238条の4では、行政財産は、第2項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこ

れに私権を設定することができないと規定しているが、第7項において、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとしている。

② 行政財産の貸付け

法第238条の4第2項の規定により、行政財産も、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができるとしている。

③ 普通財産の貸付け

法第238条の5の規定により、普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができるとしている。

(2) その他の法令に基づく設置

玖珠町総合運動公園内は、都市公園法第5条に基づく設置管理許可が適用される施設である。同法による許可においては、私権の設定が認められていないため、貸付けによる設置を行うことができず、設置期間も同法第5条第3項の規定により10年以内とされている。

(3) 玖珠町の規程等

① 玖珠町財務規則

ア 普通財産の貸付け

法第238条の5による貸付けを規定しているが、行政財産についての準用規定がないことから、整備が必要と考えられる。

イ 行政財産の使用許可

法第238条の4による行政財産の目的外使用の許可を規定したもの。

② 玖珠町使用料条例

第2条において行政財産の目的外使用に係る使用料を規定し、玖珠町使用料条例施行規則第3条及び第5条において、使用料の減免を規定している。

③ 設置及び管理に関する条例等

各施設に設置や管理に関する条例や規則等が制定されており、利用や使用にあたっての申請や、承認について規定されている。

3 監査対象の概要

(1) 自動販売機の設置台数と町の年間収入

町の施設に設置されている自動販売機は23台あり、それによる使用料、光熱費等の町の令和6年度の年間収入額は155万9,174円である。

設置台数	年間収入額
23台	1,559,174円

(2) 設置台数の概要

① 所管部署別の設置状況

町の公有財産に設置されている自動販売機は、3つの課が所管する8施設において設置されており、町全体の合計台数は23台となっている。所管部署別の設置状況は、下記のとおりである。

No.	部署名		施設名	台数
1	商工観光政策課	商工労政・企業誘致班	サテライトオフィス	1
2		観光振興班	豊後森機関庫公園	1
3	会計課	管財班	玖珠町役場庁舎内	4
4	社会教育課	社会教育班	メルヘンの森スポーツ公園	2
5		社会教育班	B&G海洋センター	2
6		社会教育班	玖珠町総合運動公園	9
7		中央公民館	メルサンホール	3
8		久留島武彦記念館	久留島武彦記念館	1
合計				23

② 施設区別の設置状況

最も多かったのは、「スポーツ施設」の13台で、全体の56.5%を占めている。次いで、「庁舎」「社会教育・文化施設」の4台(17.4%)の順となっている。自動販売機の設置場所を施設区別に分類した設置状況は、下記のとおりである。

施設区分	施設数	台数	構成比率
庁舎	1	4	17.4%
産業・観光施設	2	2	8.7%
社会教育・文化施設	2	4	17.4%
スポーツ施設・運動公園	3	13	56.5%
合計	8	23	100.0%

(3) 財産区別の設置状況

行政財産への設置は22台あり、普通財産への設置は1台である。財産区別の設置状況は、下記のとおりである。

財産区分	施設数	台数	構成比率
行政財産	7	22	95.7%
普通財産	1	1	4.3%
合計	8	23	100.0%

(4) 販売品目の状況

飲料が 21 台で全体の 91.4%を占めている。飲料以外ではアイスクリームが 1 台、たばこが 1 台となっている。自動販売機の販売品目別に区分した状況は、下記のとおりである。

販売品目	台数	構成比率
清涼飲料水	21	91.4%
食品・アイスクリーム	1	4.3%
たばこ	1	4.3%
合計	23	100.0%

(5) 環境配慮機能及び付加機能の状況

自動販売機の付加機能については、売上手数料の一部が寄付されるもののほか、省エネルギーを有したものや電子マネー等キャッシュレス決済に対応したものも設置されているが、付加機能を有していない自動販売機が大半となっている。

(6) 設置に係る手続の状況

行政財産の「使用許可」が 14 台と最も多く、全体の 60.9%を占めている。次いで、「都市公園法使用許可」は 9 台 (39.1%) となっている。自動販売機設置に係る手続状況は、下記のとおりである。

手続区分	台数	使用許可期間 (台)			計	構成比率
		1 年	1~3 年以下	3~5 年以下		
行政財産使用許可	14	13	0	1	14	60.9%
都市公園法第に基づく公園施設設置許可	9	0	9	0	9	39.1%
行政財産貸付け	0	0	0	0	0	-
その他	0	0	0	0	0	-
合計	23	13	9	1	23	100.0%

(7) 支払区分別の収入額

令和 6 年度年間の収入額は、使用料等 96 万 3,019 円 (61.7%)、光熱費 43 万 9,256 円 (28.2%)、収益金 15 万 6,899 円 (10.1%) となっている。支払区分別の収入額は、下記のとおりである。

支払区分	施設数	台数	年間総収入額(円)	構成比率
使用料等	8	22	963,019	61.7%
光熱費	7	21	439,256	28.2%
収益金	1	1	156,899	10.1%
合計			1,559,174	100.0%

※使用料等は、使用料ほか設置料、貸借料、手数料を含む。

(8) 設置者の状況

① 設置者区分別状況

飲料販売業の民間企業は、17台（73.9%）であり、町全体の収入額の85.6%を占めている。使用料を一部免除している自動販売機は3台となっている。設置者を団体区分別に分類した状況は、下記のとおりである。

団体区分	自動販売機（台）			構成比率	年間総収入額	
	減免なし	減免あり	合計		金額(円)	構成比率
民間企業	17	0	17	73.9%	1,334,793	85.6%
その他 (社会福祉法人等の団体)	3	3	6	26.1%	224,381	14.4%
合計	20	3	23	100.0%	1,559,174	100.0%

② 使用料等の減免状況

減免なしが20台（87.0%）であり、減免ありが3台（13.0%）となっている。町財産条例に基づき使用料の減免を行っている3台の設置施設は、いずれもメルサンホールであり、町内の団体等が慈善事業のための利用を理由としたものであった。使用料等の減免状況は、下記のとおりである。

年間収入額	台数	構成比率
減免なし	20	87.0%
減免あり	3	13.0%
全額免除	0	0%
一部免除	3	13.0%
合計	23	100.0%

③ 自動販売機に係る光熱費の徴収状況

徴収がない1台は、遠隔地にあるため子メーター等の確認、並びに請求等が煩雑であることから、電気料込額で1本あたり20%の使用料として徴収する契約となっている。

徴収している22台の年間徴収額は、約43万円となっている。自動販売機の設置により生じる光熱費の徴収状況は、下記のとおりである。

徴収区分	台数	構成比率
徴収なし	1	4.3%
徴収あり	22	95.7%
合計	23	100.0%

4 改善を要する事例

(1) 普通財産の貸付けについて

貸付期間の延長及び更新事務が行われていなかった事例

普通財産の貸付期間の延長又は更新については、玖珠町財務規則第 148 条で規定する、普通財産貸付期間延長（更新）承認申請書（様式第 64 号）を提出させる必要があるが、申請行為が行われないまま、契約の自動更新が行われている事例があった。

相手方との定期的な協議は必要と考えられるため、規則に基づき、適正な貸付け事務を行われたい。

(2) 行政財産の使用許可について

① 使用許可事務が行われていなかった事例

玖珠町財務規則第 154 条及び 155 条で規定する、行政財産使用許可申請書の提出、行政財産使用許可書の交付等、町との使用許可行為を行わないまま、継続的に使用させていた事例があった。

規則に基づき、適正な使用許可事務を行われたい。

② 施設の利用に係る承認の手続が必要な事例

施設によっては、個別に、設置及び管理に関する条例や条例施行規則に利用承認申請書の提出、利用承認書の交付が必要とされているものがあるが、行政財産の使用申請によって、自動販売機を設置する事例があった。

規定に基づき、適正な使用許可事務を行われたい。

③ 許可された権利の転貸となっている事例

団体から施設に自動販売機を設置する申請を受け、許可を受けた団体が、自動販売機設置業者（以下「業者」という。）と契約等を行い、業者が自動販売機を設置し、商品補充等の管理を行っている状況は、許可された権利の転貸と認められる。

権利の転貸は、禁止された行為であるため、町が直接、自動販売機設置業者に使用許可を与える等状況の解消を図られたい。

④ 財産使用料計算書に誤りがあった事例

「行政財産使用料計算書」において、固定資産評価額の自動計算式に誤りがあり、使用料が正しく算出されない状態となっていた事例があった。

第7 監査意見

- 1 庁舎等の空きスペースの有効活用の観点から、地方公共団体において個々の行政財産の性質を踏まえつつ有効活用ができることが重要であるとして、平成18年の地方自治法の一部改正により、当面、使用される見込みがないことが確実である場合は行政財産である庁舎等の一部貸付け等を行うことができるよう見直しがされたところである。

従来の行政財産の目的外使用許可は「公法上の行政処分」であるため、行政側（貸し手）の立場が強く、運用上、許可期間は短期に設定されていたが、この改正による行政財産の貸付は「私法上の契約」であり、借り手保護を趣旨とする借地借家法が適用されるため、貸し手と借り手が対等の立場となり、長期的・安定的な貸付が可能となった。

これに伴い、自動販売機の設置に関する基準を定め、自動販売機設置の契約更新時又は新規契約のタイミングで、使用料の増収が見込まれる入札方式に改める自治体が増加した。

施設の規模や立地条件が都市部と異なり、応募者が限定される可能性もあるが、所有する財産を最大限かつ効率的に活用するため、本町でも可能性を検討されたい。

- 2 行政財産の目的外使用については、行政財産が行政目的の達成に直接的に寄与するものであることから、転貸が禁止されているが、同様の使用許可事例が、他の自治体において、包括外部監査や住民監査請求により、違反の指摘を受けている状況である。

転貸が行われてきた理由としては、様々な経過があると思われるが、行政財産である以上、敷地を有効活用するため、公募による貸し付ける等を実施することにより、収入増を図るべきと思われる。

行政事例

行政財産の目的外使用の許可を受けた者が他の者に当該行政財産の全部又は一部を転貸することは、許可処分の性質上認められない

(昭四〇・一・二一自治行三福井県総務部長あて行政課長回答)

福祉3団体に使用許可を行ってきた事例についても、これまでの趣旨を踏まえ、福祉3団体の財政状況等を精査し、自動販売機収入と町からの補助金との関係において、今後、できるだけ早期に解消を図るよう努められたい。

- 3 行政財産の目的外使用又は公の施設の利用において徴収する使用料は、法第228条第1項の規定により条例の定めるところによらなければならないものとされ、この条例で定められた使用料を徴収する権限は、法第149条第3号の規定により長に属している。

一方で、使用料の減免措置は、使用の許可により発生した使用料の納付義務を免除する行為であって、予算の執行であり、予算の執行権は、法第180条の6第1号の規定により普通地方公共団体の委員会又は委員にはない。

したがって、使用料の減免措置は、法第180条の2に基づいて、委員会に委任しない限りは、長の権限となるが、本町で条例や規則により、管理が教育委員会に委任された施設に対し、使用料の減免措置を委任する例規は存在しないため、使用料の減免措置は、玖珠町事務決裁規則第6条の規定により、副町長の専決事項に該当するものと考えられる。

- 4 本町が所有する財産を積極的に活用することは、自主財源を確保する上で重要であり、自動販売機の設置についても、増収につながる可能性はあるが、公用・公共用利用優先が原則である。

施設利用者のニーズへの対応と、収益確保という二つ目的を達成するためには、透明で公平な手続きに従って貸付け又は使用許可する必要があることから、要綱等の策定も検討されたい。

